

令和 7 年第 1 0 回筑紫野市農業委員会総会
議事録

令和 7 年 1 0 月 7 日
筑紫野市役所 5 0 6 会議室

1 開会日時及び場所 令和7年10月7日 午後3時00分
筑紫野市役所（506会議室）

2 閉会日時 令和7年10月7日 午後4時00分

3 委員氏名

(1) 出席者

農業委員

天本京子、平山初枝、主税保徳、萩尾博道、檜木眞貴子、田中保憲、中山榮二、
田川秀雄、松田晃、八尋雄二、神崎光成

農地利用最適化推進委員

山内公昭、萩尾隆徳、稗田康生、坂井千代子、山内徳雄、吉田茂、
井上欽弘、米元義広、渡邊茂樹

(2) 欠席者（または出席を要しない農地利用最適化推進委員）

八尋美智子、勝山眞二

4 議事に参与したもの

事務局長兼筑紫野市環境経済部農政課課長 松永 崇臣

事務局農地担当係長 黒屋 和孝

事務局兼筑紫野市環境経済部農政課主任 吉田 和矢

5 会議に付した事項

農地

報告第 29号 農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）について

報告第 30号 農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出について

報告第 31号 農地法第施行規則の規定による届出について

議案第 29号 農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について

議案第 30号 農地法第5条の規定による農地の転用許可申請について

農政

議案第 17号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転について

議案第 18号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく
農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について

令和7年第10回筑紫野市農業委員会定例会

○議長：おそろいようですので、始めていききたいと思います。

出席委員が筑紫野市農業委員会会議規則第6条に定められた定足数に達しておりますので、ただいまから令和7年第10回筑紫野市農業委員会定例会を開催いたします。

まず、議事録署名委員の指名を行います。

署名委員には、1番委員、天本委員さん、10番委員、松田委員さん、よろしくお願いいたします。

それでは、本日の議事に従って審議をよろしくお願いいたします。

早速ですが、資料はお持ちですかね。1ページをお開けください。

農地法第3条の3の規定による農地の権利移動（届出）についての件を報告いたします。

報告第29号、議案書のとおり、農地の権利移動（届出）が2件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。届出者、小郡市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、田62平米、合計62平米。届出の事由は相続。あっせんの希望につきましては、なしでございました。

続けて、番号2。届出者、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外3筆。地目、地積に関しましては、田4,200平米、合計4,200平米。届出の事由は相続。あっせんの希望については、なしでございました。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

ただいま、2件につきまして報告がありました。本件について質疑のある方はお願いいたします。

どうぞ。

○推進委員：一般的なことなんですけど、この相続はこれは10か月以内に出されたんですか。出さなければいけないのですか。

○事務局：そうですね、もう御承知のとおり、速やかに登記することということで、今そういった形で出されていますので。

○推進委員：すみません、ちょっと質問の仕方が悪かったです、すみません。登記前、相続が発生して登記前ですよ、誰が相続するか決まらない前に出すんですかね。

○事務局：出すのは登記が終わってからです。

○推進委員：登記が終わってからでいいんですか。

○事務局：終わってから報告という形で今上げていますので、相続が発生した時点じゃなくて、相続登記が終わって、今度はこの手続きは所有者が替わりましたよということをここで読み上げています。

○推進委員：ああ、そうですか。でもやっぱり届出はしなきゃいけないんでしょう、その登記する前に。

○事務局：そうですね。

○推進委員：農業委員会のほうに。

○事務局：はい。法律でも何年以内にしなさいということで改正がありますので、今そういった形で出てきています。

○推進委員：なら、相続しても登記までは農業委員会に届けなくていいんですか。

○事務局：そうですね。

○推進委員：よろしいですか。

○事務局：はい。

○推進委員：罰則規定か何かありはしませんですか。

○議長：決まってしまって持ち主がはっきりしないと農業委員会にかけられないものですね。

○推進委員：いえ、そうではなくて、農地法か何かの規定には、相続が発生したら速やかにまず農業委員会に届けなさいという規定があるみたいなんですけど、登記する前に。登記したらもちろん届出しなければいけないのですが。では、無理やりは届ける必要はないですね。決まってからでよろしいですね。

○事務局：そうですね。登記が終わってから。

○推進委員：でよろしいんですね。

○事務局：はい。

○推進委員：分かりました。

○議長：よろしいですかね。ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、本件について、以上で終わります。

2ページをお開けください。

農地法第5条第1項第6号の規定による農地の転用届出に関する件を報告いたします。

報告第30号、議案書のとおり農地の転用届出が1件あります。

事務局より説明をお願いします。

○事務局：読み上げて報告に代えさせていただきます。

番号1。譲受人、福岡市東区□□、□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□。地目、地積に関しましては、畑333平米、合計333平米。届出内容は、転用目的が戸建て住宅。契約内容は売買。構造規模は木造平家建て。工事期間は令和7年11月25日から令和8年2月25日までとなっています。受付月日は令和7年8月29日でした。

以上で報告を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件について質疑のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ありませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、3ページをお開けください。

農地法施行規則の規定による届出に関する件を報告します。

報告第31号、議案書のとおり届出が1件あります。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局：読み上げて報告をさせていただきます。

番号1。届出者、久留米市□□、□□、□□。相手方、筑紫野市□□、□□。届出地の表示、□□外1筆。地目、地積に関しましては、田1,368平米、合計が1,368平米でございます。契約内容は売買。届出の理由は、適用条項が第53条第8号を適用しております。

以上で報告を終わります。

○議長：それでは、本件について質疑のある方、よろしく申し上げます。

(なし)

○議長：ございませんようですので、本件に関する報告を終わります。

それでは、4ページをお開けください。

議案第29号、農地法第3条の規定による農地の権利移動（設定）について議題といたします。

1番につきまして、地区担当委員であります7番委員、□□委員さん、説明方よろしく願いいたします。

○委員：譲受人、福岡市中央区□□、□□。譲渡人、春日市□□、□□。申請地の表示、□□外3筆。地積、田371平米、畑627平米、合計998平米。申請の理由、相手方要望。契約内容、売買。

これは、□□さんというのは私の同級生でありますけど、宅地があるんですよね。この□□さんという方が家庭の環境で□□の静かなところに住みたいということでこの屋敷を買われたんですが、それに田と畑が全部ついているんです。その田と畑とそれから農機具類全て、コンバイン、それからトラクター、全てまとめて一応譲り受けたという形で買われたということです。畑も野

菜を作ったりいろいろやりたいということでした。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：場所の確認ですけど、5ページをお開きください。位置図がございます。中央のところに字図と書いているところに4筆ばかりありますけど、ここが今回の対象農地になります。

次のページ、6ページをお開きください。4筆分の字図がありますけども、一番下に□□という筆がありますけど、ここでは現況は畑を作られています、実際ですね。道を挟んだ向かい側に今委員さんが言われた宅地がございます。その周辺に農地があるんですけど、この農地をまとめて今回買われてあります。中には、梅とかミカン、既に植わっているものもあって、ちょっと草とか生えて、周りの山とかそういうふうなのがせり出しているところがありますけども、ちょうど現地調査に行ったとき、いろいろお話を伺うことができまして、その辺の立ち木については伐採をしたりとか集落のほうをされて、そういったきれいな形で引き渡すという形で聞いています。

今後ですけども、ちゃんと□□さんが農業を引き続きやっていかれるかどうかというところは、農地パトロールとか毎年確認していく必要があるかなというふうに感じたところでした。所有者の移転については問題ないかと思っております、事務局としてはですね。

以上です。

○委員：屋敷はこの□□、□□、□□、ここに住屋と納屋と車庫と、この広い範囲が一応宅地になっております。□□、ここは今日も□□さんが出てきて、ここで家庭菜園をやってありました。この□□と□□と□□、ここは今話がありましたように、柿の木とか梅の木とかそういうものが植わっていますけれども、下の雑草はきれいに刈り取ってありました。

以上です。

○議長：それでは、本件に対する質疑、意見のある方、お願いいたします。

○副会長：この□□さんとは会うことはできなかったんですけど、一番気になったのは、譲受人が福岡市中央区□□というど真ん中、都会の真ん中ですから、この人が本当に百姓をできるのですかというところが一番心配だったんですけど、現場を会長と一緒に見させていただいた中で、この□□さんという人が実際にここで今畑をしておられて、もう20年以上ここでされていまして、私がこの□□さんの指導をすると、もう保証つきですと、私が全部今まで作ってきた野菜とか全部教えると。だから、何かいろいろ心配があるんでしょうと言うから、ありますって言ったんですよ、ストレートに。新規就農者ですから、特に農地法が変わったばかりなので、家庭菜園じゃ駄目ですというものはっきり言ったら、私が責任持って指導しますし、私の機械全部もう譲り受けて、全部それ、さっき言われたとおりを言われたので、自分はマンションでもうずっと毎日のようにこの畑に来ておられる状況を見て、会長にも報告、会長も一緒でしたんですけど、そう

いう熱心さもあって、今後農地パトロールとかでもちょっと気にして、どうなっているかは今から見ていく必要があるかなということで、実際に売買をされることについて、その辺の問題はないのかなという気はいたしました。

以上です。

○議長：はい。どうぞ。

○推進委員：この□□さんってお幾つぐらいの方ですか。

○委員：38歳です。

○推進委員：38歳。はい。

○委員：両親が69歳と70歳で、過去30年ぐらい農作業の体験はあるというようなことは聞いております。

○議長：熱心に勉強されながらされているというのを私は好評しておりますので。

○副会長：38歳の方が中心になってやるけど、その両親も一緒にやるということの確約は取っていますってこの□□さんから言われてですね。

○委員：□□さんは今日も見えていましたもんね。大体年間200日以上は、自分の元の家だからそこに来て野菜を作ったりいろいろやっていると、そんなことは言っていました。

○議長：では、ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、これより採決を行いたいと思います。

本案を農地法第3条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決するといたします。

それでは、7ページをお開けください。差し替え分ですね。そしてこの差し替え分になります。すみません、先ほどは失礼しました。赤でちょっと書いてある分があるかと思います。

議案第30号、農地法第5条の規定による農地の転用許可申請に関する件を議題といたします。

まず、1番につきまして、地区担当委員であります9番委員、□□さんですが、今日休みですね。□□委員さんが御説明いただけるということですので、よろしくお願いいたします。

○委員：1番。譲受人、筑紫野市□□、□□、□□。譲渡人、これは同じになっていますが、ちょっと後で話をします。申請地の表示、□□。田、990平米。転用目的、資材置場。契約内容、使用貸借。構造規模、現況のまま利用。審議事項、農地の区分、第二種。開発許可、不要。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域。

これは譲受人と譲渡人が名前が一緒ということは、この□□さんが先代から相続したときにもう既に資材置場になっていたということで、何も気がつかなかったと。今からまだやります2番のほうで出てきますけども、この娘さんのここに家を建てるというときに、この相続したこれの届出が出ていなかったということで、今回始末書とか全て出して許可を得ましたということで、次の2番。

筑紫野市□□（□□）、□□さん外1名。それから、譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。田、453平米。申請内容、転用目的、戸建て住宅（分家住宅）ですね。契約内容、使用貸借。構造規模、木造2階建て。工事期間、令和7年11月1日から令和8年4月30日。農地の区分、第二種。資金の内訳、借入100%。建蔽率、19.78%。開発許可、県開発許可該当。用排水処理、承諾書添付。都市計画区域、市街化調整区域ということで、この□□さんという方は□□さんの娘さんに当たるそうです。この資材置場の一角に木造2階建ての分家住宅を建てたいということで、今回届出が出ています。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：まず、場所の確認ですけど、8ページを開きましたら位置図がございます。□□の跡地になっていますけども、そのちょうど南側にあります。

9ページの字図を見ていただいたら分かるのとおり、今回、家を建てるために分筆されています。1番目の資材置場は□□のほうの旗ざお地のほうでございます。2番目の分家住宅は□□のほうに建てるというふうに聞いております。

補足になりますけど、まず、1番、2番に共通してですけども、今回、違反転用の経過がありまして、先ほど委員さんのほうからも話がありましたように、始末書が出ています。一応相続をする前から造園業をやっていて、資材置場に使われていたということで、そういう経過がございます。今回、私たちも現地、よくここの前を通るんですけども、何げに見て、農地なのに造園業をやっているよねと言って、ほとんど普通の資材置場と変わらないよねという話から、過去を調べたら出ていないということで指導したという経過がございます。

話をしましたら、ここに上がっているような話がちょっと進んでいたものですから、申請されてくださいということで、まず、1番目のほうの資材置場について出されました。この中に書いてある審議事項の用排水処理承諾書添付ということを書いていますけども、これについては無条件承諾ということでございました。

続いて、番号2につきましては、同じく用排水処理のところですけども、同じように無条件承諾ということでございます。あと、譲受人の方ですけども、家を建てられる方は二人で共有名義

で申請されてあります。今回、□□さんの娘さんに当たる方が□□さんで、パートナーというか配偶者の方が□□さんということになって、二人で申請が上がっています。

以上で補足説明を終わらせていただきます。

○議長：ありがとうございます。

一枚の田んぼの中が以前から、無断転用というんですかね、もう相続前から、おやじさんの代からされていたということで、それに市のほうも気づきましたし、本人さんからいろいろ上がってくる、転用が上がってくるような状況がありまして、それを分家住宅として建てられるということで、住宅を建てるのと資材置場ということの話ですので、ちょっと話がいろいろ、1番、2番、一緒に説明していただきました。そういうことでございますので、皆さんのほうから御質問等ありましたらお願いします。

どうぞ。

○推進委員：すみません。例えば始末書を出されたということですけど、そういうのっていうのは特にペナルティーはないんですか。何かお金を払うわけじゃないけど、ペナルティーみたいなことはないんですか。始末書さえ出せばオーケーですか。

○事務局：今回についてはそういった話は出ていません。何かペナルティー的な話は出ていません。

○推進委員：分かりました。

○議長：ほかにございませんか。

(なし)

○議長：それでは、1番と2番につきまして説明いただきましたし、別々に決を採りたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは、本案を農地法第5条第1項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。1番につきまして異議なしと認めます。よって、原案のとおり可決することといたします。

では、2番について行きます。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないと、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、3番に移ります。

3番につきまして、地区担当委員であります、同じく□□委員さん、よろしくお願いいたします。

○委員：3番。譲受人、太宰府市□□、□□。譲渡人、筑紫野市□□、□□。申請地の表示、□□。地積、田1,148平米。申請内容、転用目的、戸建て住宅。契約内容、売買。構造規模、木造平家建て。工事期間、令和7年12月1日から令和8年6月1日。審議事項、農地の区分、第二種。資金の内訳、自己1%、借入99%。建蔽率、11.47%。開発許可、不要。用排水処理、条件付。都市計画区域、区域外。

場所は、10ページですね。10ページの□□の県道□□号線のすぐ横にありますけど、□□の事務所がありまして、すぐその向かいになります。11ページの図面で□□、ここが□□さんの自宅ですね。その隣に、ここに農地があるんですが、この□□、ここに家を建てて、残りを野菜とかを作りたいということでお聞きしております。

以上です。

○議長：ありがとうございます。

では、事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：審議事項の用排水処理で条件付というふうに書かれておりますけども、水利委員さんのほうから各排水処理を確実に施工のことという条件がついておりましたので、御報告させていただきます。

以上で終わります。

○議長：それでは、この件につきまして質疑、意見のある方、お願いします。よろしいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、4番に移ります。

4番につきまして、地区担当委員であります3番委員、□□委員さん、説明方よろしくお願いいたします。

○委員：番号4です。譲受人、福津市□□、□□外1名ということになっています。譲渡人は、筑紫野市□□、□□です。申請地の表示は、□□と□□、後で地図で説明します。地積、944平

米です。申請内容、転用目的、戸建て住宅。契約内容、売買。構造規模は木造平家建て。工事期間、今年の12月1日から令和8年3月31日、来年です。農地の区分は第三種。資金の内訳は借入が100%。建蔽率、10.26%ということです。

地図では12ページ、13ページになりますが、まず12ページ、□□があります。上のほうが北のほうになるわけですが、こちら□□のこの道路を渡って細い道を上がったところの田んぼになります。13ページに少し大きくなった地図を示してあります。

以上です。

○議長：事務局より補足がありましたらお願いします。

○事務局：同じく審議事項の用排水処理のところですけども、条件付ということに書かせてもらっています。なかなか水利委員さんの承諾が取れなかった、ぎりぎり駆け込んで申請されたものですから、その承諾が取れていないということで、ちょっとそこを待っていたところなんですけども、書かれていたこととしては、除草剤を使用しないことと敷地内の草刈りをするということというふうなことで、ちょっと水利と関係ないことが書かれていましたけど、一応そういう条件がついていましたので、御報告させていただきます。

○議長：取れたんですね。

○事務局：はい、取れましたね。

○議長：それでは、今の4番につきまして質疑、意見のある方、お願いいたします。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本案を農地法第5条第2項の各号に該当しないとし、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたしましたので、よろしくお願いします。

それでは、農政議案かな。14ページをお開けください。

議案第17号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農地の所有権移転に関する件を議題といたします。

農政担当者よりの説明をお願いいたします。

○農政担当者：それでは、読み上げて説明させていただきます。

番号1。所有権移転を受ける者（乙）、□□。住所、筑紫野市□□。所有権移転をする者（甲）、□□。住所、長崎市□□。所在地、□□。地番、□□。登記地目、田。現況地目、田。台帳面積、1,944平方メートル。農振区分、農用地。法律関係、売買。利用目的、水田として。

甲から機構への所有権の移転時期、令和7年11月25日。機構から乙への所有権の移転時期、令和7年12月23日。乙から機構へ対価の支払時期、令和7年12月23日。備考、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、下記にございますとおり、まず、売買が1件、交換0件、合計1件。筆数としましては、売買4筆、交換0筆、合計4筆。面積の合計としましては、7,514平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしく申し上げます。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、申し上げます。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

それでは、16ページをお開けください。

議案第18号、農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見照会について議題といたします。

農政担当者の説明方、よろしく申し上げます。

○農政担当者：こちらを読み上げて説明させていただきます。

番号7-10-001。貸付者氏名、□□。貸付者住所、□□。借受人氏名、□□。借受人住所、□□。所在地、□□。地番、□□。地目、田。面積、727平方メートル。利用権の種類、使用貸借。利用権の内容、水田。開始の時期、令和7年12月11日。終了の時期、令和10年11月10日。期間、3年。備考、更新、中間管理機構。

以降につきましては記載のとおりでございます。お読み取りください。

合計につきましては、1枚めくっていただきまして、18ページを御覧ください。

まず、件数につきましては、更新3件、新規5件、合計8件。筆数につきましては、更新6筆、新規15筆、合計21筆。面積の合計としましては、2万9,913平方メートルとなっております。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長：ありがとうございます。

それでは、本件に対する御意見等のある方、お願いいたします。いいですかね。

(なし)

○議長：ございませんようですので、これより採決を行います。

本件は、農地中間管理事業の推進に関する法律の要件に該当するので、原案のとおり可決することに御異議のない方は挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長：ありがとうございます。異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決することといたします。

ただいまの件で、定例会の議事は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第10回筑紫野市農業委員会定例会を閉会いたします。お疲れさまでございました。また、連絡事項等ございますので、よろしくお願いします。